



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年4月1日水曜日 第698号外3

◇ 目 次 ◇ 規 則

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則.....（公営企業管理局総務課）..... 1

告 示

地方自治法の規定に基づく公金事務の委託.....（林業政策課）..... 2

愛媛県資源管方針の変更.....（水産課）..... 2

地方自治法の規定に基づく公金事務の委託.....（建築住宅課）.....11

監査委員規程

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程.....（監査事務局）.....12

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則.....（教育総務課）.....13

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則.....（特別支援教育課）.....15

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令.....（教育総務課）.....16

県議会訓令

愛媛県議会議務局規程の一部を改正する訓令.....（議会議務局）.....18

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）.....19

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）.....21

規 則

○愛媛県規則第27号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中村時広

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

（地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正）

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則（昭和46年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 公営企業管理局の局付、参事、課長、技幹_____、課付、課長補佐及び主幹 (4)・(5) 省略	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 公営企業管理局の局付、参事、課長、技幹、 <u>副参事</u> 、課付、課長補佐及び主幹 (4)・(5) 省略

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和46年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to the definition of 'main staff' in the Local Public Enterprise Act, specifically regarding the inclusion of 'Deputy Chief' (副参事) in the list of positions.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第279号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中村時広

Table with 6 columns: 名称 (Name), 住所又は事務所の所在地 (Address), 委託した公金事務 (Entrusted Public Fund Business), 指定日 (Designation Date), 委託をした日 (Date of Entrustment), 委託期間 (Entrustment Period). It lists two entrustments to forest-related organizations in Matsuyama.

○愛媛県告示第280号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、愛媛県資源管理方針(令和2年12月愛媛県告示第1288号)を次のとおり変更した。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中村時広

1 資源管理に関する基本的な事項

(1) 本県の水産業の状況

本県の水産業は、令和5年には生産量で136,571トン、生産額は1,086億円に上り、全国でも上位に位置している。また、同年における漁業経営体数は2,736経営体であり、水産業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展のためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県の責務

本県は、漁業法(以下「法」という。)第6条の規定に基づき、国とともに資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を要請するものとする。

2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
(2) 対象とする漁業
(3) 漁獲可能期間

3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

(2) 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

(3) 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、(1)及び(2)の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年10月農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせ資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

(2) 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

6 その他資源管理に関する重要事項

(1) 漁獲量等の情報の収集

ア 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

イ 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

ウ また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等

から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

(2) 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

(3) 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び愛媛県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

(4) その他

資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源については、当該目標が定められるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて、漁獲努力量等のデータを収集して検証を行い、必要に応じ現行の資源管理の取組内容の改善を図る。

また、海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源管理体制の充実強化を図る。

7 愛媛県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は、「別紙1の1まいわし太平洋系群」から「別紙1の9ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理の方針は、「別紙2の1かつお（中西部太平洋条約海域）」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙3の1かたくちいわし太平洋系群」から「別紙3の21しらす愛媛県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

別紙1の1

1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まいわし漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地（以下「住所等」という。）がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8,551

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙1の2

1 特定水産資源

まあじ

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県まあじ漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8,551

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙1の3

1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から

6月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)とする。

(1) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から6月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

(イ) 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(以下「くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業」という。)

(ウ) 漁獲可能期間

4月1日から同年6月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

(2) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

7月1日から同年9月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

(3) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

10月1日から同年12月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

(4) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

(ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあつては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあつては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、原則として本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を直近3年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、おおむね1割を本県の留保枠とする。ただし、それぞれの知事管理区分への最低配分量は1トンとするとともに、国の留保からの配分、繰越分の追加配分及び年によって異なる漁場形成の変動等を十分に勘案して配分するものとする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の漁獲可能量を追加した場合において、融通により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加を行う時点が属する知事管理区分に当該追加分数量を配分することとし、融通以外により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加分数量を本県の留保枠とする。また、農林水産大臣が本県の漁獲可能量を削減した場合は、本県の留保枠から減じることとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の留保枠より多い場合は、その差分を当該削減を行う時点が属する知事管理区分から最低配分量の1トンを残して減じることとする。

る。それでもなお本県留保枠及び知事管理漁獲可能量の削減量の合計が都道府県別漁獲可能量の削減量に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を削減することとする。

(3) 留保枠からの配分

本県の留保枠については、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)の漁獲実績が確定した後、原則として本県の当初配分のおおむね1割を残して愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(翌年1月から3月まで)に配分することとする。

ただし、知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えており又は超えるおそれがあると知事が認めた場合は、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、本県の当初配分のおおむね1割を残し、必要とする漁獲可能量を当該知事管理区分に配分するものとする。

(4) 漁獲可能量の繰越

知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えなかった場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量に加え、超えた場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量から減じることとする。それでもなお当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の削減量が前管理区分の超過分に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を減じることとする。ただし、前管理区分の超過分を減じた結果、当該知事管理漁獲可能量が1トンを下回る場合は、不足する量を留保枠から配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙1の4

1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(大型魚)漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林水産省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日から3日以内とする(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のおおむね9割とし、おおむね1割を留保枠とする。なお、留保枠が1トン未満であるときは1トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から1トンを差し引いた数量とする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の都道府県別漁獲可能量を変更した場合には、当該変更数量の全量を本県の知事管理漁獲可能量から加減することとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の知事管理漁獲可能量より多い場合は、その差分を留保枠から減じることとする。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。

5 その他資源管理に関する重要事項

(1) 知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(2) 法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について、くるまぐる（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

別紙1の5

1 特定水産資源

するめいか

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県するめいか漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
小型機船底びき網漁業等	8,551

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙1の6

1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県まさば及びごまさば漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
いわし、あじ、さばまき網漁業等	8,551

5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙1の7

1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）（ステップアップ管理対象資源）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県かたくちいわし（太平洋系群）漁業とする。

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、かたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし・あじ・さばまき網漁業等	8,551

- 5 その他資源管理に関する重要事項
 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

別紙1の8

- 1 特定水産資源
 かたくちいわし瀬戸内海系群(体色が銀色のものをいう。)(ステップアップ管理対象資源)
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 知事管理区分は、愛媛県かたくちいわし(瀬戸内海系群)漁業とする。

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ア 水域
 イの対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域
- イ 対象とする漁業
 愛媛県に住所等がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業
- ウ 漁獲可能期間
 周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等
 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
瀬戸内海機船船びき網漁業等	8,551

- 5 その他資源管理に関する重要事項
 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

別紙1の9

- 1 特定水産資源
 ぶり(ステップアップ管理対象資源)
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、愛媛県ぶり漁業とする。

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ア 水域
 イの対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域
- イ 対象とする漁業
 愛媛県に住所等がある者がぶりを採捕する漁業
- ウ 漁獲可能期間
 周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等
 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
ぶりを採捕する漁業等	8,551

- 5 その他資源管理に関する重要事項
- (1) 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。
- (2) 養殖用種苗(もじゃこ)について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

別紙2の1

- 1 水産資源
 かつお(中西部太平洋条約海域)
- 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 3 その他資源管理に関する重要事項
 該当なし。

別紙3の1 削除

- 1 水産資源
 かたくちいわし太平洋系群
 令和6年11月21日付けの資源管理基本方針改正により、特定水産資源となったため、別紙1へ移行。

別紙3の2 削除

- 1 水産資源
 かたくちいわし瀬戸内海系群
 令和6年11月21日付けの資源管理基本方針改正により、特定水産資源となったため、別紙1へ移行。

別紙3の3

- 1 水産資源
ひらめ太平洋南部
- 2 資源管理の方向性
国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められるまでの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の4

- 1 水産資源
ひらめ瀬戸内海系群
- 2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。
- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の5

- 1 水産資源
たちうお太平洋中・南部
- 2 資源管理の方向性
「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促

- 進する。
また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の6

- 1 水産資源
たちうお瀬戸内海
- 2 資源管理の方向性
「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。
- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の7

- 1 水産資源
まだい太平洋南部
- 2 資源管理の方向性
国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められるまでの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。
- 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3の8

- 1 水産資源
まだい瀬戸内海中・西部系群
- 2 資源管理の方向性
国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の9 削除

1 水産資源

ぶり

令和7年3月7日付けの資源管理基本方針改正により、特定水産資源となったため、別紙1へ移行。

別紙3の10

1 水産資源

さわら太平洋南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の11

1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の12

1 水産資源

たこ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の13

1 水産資源

あわび愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の14

1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の15

1 水産資源

いせえび愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の16

1 水産資源

さざえ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の17

1 水産資源

いかなご愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採

捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の18

1 水産資源

なまこ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の19

1 水産資源

いさき太平洋中・南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の20

1 水産資源

いさき瀬戸内海

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に維持することを目指す。なお、国が行う資源評価によ

り、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3の21

1 水産資源

しらす愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、

令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

愛媛県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

○愛媛県告示第281号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
愛媛県営住宅管理グループ	広島市中区大手町五丁目3番12号	県営住宅家賃のうち、愛媛県中予地方局管内の県営住宅の家賃及び県営住宅駐車場使用料の収納の事務	令和8年3月17日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県監査委員	高	田	健	司
	同	高	石	淳
	同	西	原	進
	同	明	比	昭
			治	

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の職のほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p>	<p>(職)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の職のほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>副参事</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 高 岡 哲 也

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職)</p> <p>第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p><u>(21) 省略</u></p> <p><u>(22) 省略</u></p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 省略</u></p> <p><u>(25) 省略</u></p> <p><u>(26) 省略</u></p> <p><u>(27) 省略</u></p> <p><u>(28) 省略</u></p> <p><u>(29) 省略</u></p> <p><u>(30) 省略</u></p> <p><u>(31) 省略</u></p> <p><u>(32) 省略</u></p> <p><u>(33) 省略</u></p> <p><u>(34) 省略</u></p> <p>2 前項第1号から第<u>29号</u>までの職は事務局職員、<u>同項第30号から第34号</u>までの職はその他の職員をもって充てる。</p> <p>(必要に応じて置く職員)</p> <p>第10条 必要な課及び室に参事____、専門幹、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>(職)</p> <p>第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p><u>(11) 副参事</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p><u>(21) 省略</u></p> <p><u>(22) 省略</u></p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 省略</u></p> <p><u>(25) 省略</u></p> <p><u>(26) 省略</u></p> <p><u>(27) 省略</u></p> <p><u>(28) 省略</u></p> <p><u>(29) 省略</u></p> <p><u>(30) 省略</u></p> <p><u>(31) 省略</u></p> <p><u>(32) 省略</u></p> <p><u>(33) 省略</u></p> <p><u>(34) 省略</u></p> <p><u>(35) 省略</u></p> <p>2 前項第1号から第<u>30号</u>までの職は事務局職員、<u>同項第31号から第35号</u>までの職はその他の職員をもって充てる。</p> <p>(必要に応じて置く職員)</p> <p>第10条 必要な課及び室に参事、<u>副参事</u>、専門幹、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p><u>5 省略</u></p>

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略

- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略

(愛媛県立学校教職員設置規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p>第16条の3 学校に、副参事を置くことができる。</p> <p><u>2 副参事は、その学校の事務職員をもつて充てる。</u></p> <p><u>3 副参事は、校長の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p>

(愛媛県総合教育センター管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター管理規則（昭和41年愛媛県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第5条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p>2 前項第1号から第15号までの職は事務職員又は技術職員を、第<u>16号及び第17号</u>の職はその他の職員をもつて充てる。</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第5条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 副参事</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p>2 前項第1号から第16号までの職は事務職員又は技術職員を、第<u>17号及び第18号</u>の職はその他の職員をもつて充てる。</p>

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県立図書館管理規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>副参事</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県教育委員会
教育長 高 岡 哲 也

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表（第1条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～8 省略</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td><u>9</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>10</u> 省略</td></tr> </table>	1～8 省略		<u>9</u> 省略	<u>10</u> 省略	<p>別表（第1条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1～8 省略</td></tr> <tr><td><u>9</u> <u>みなら特別支援学校松山城北分校</u></td></tr> <tr><td><u>10</u> 省略</td></tr> <tr><td><u>11</u> 省略</td></tr> </table>	1～8 省略	<u>9</u> <u>みなら特別支援学校松山城北分校</u>	<u>10</u> 省略	<u>11</u> 省略
1～8 省略									
<u>9</u> 省略									
<u>10</u> 省略									
1～8 省略									
<u>9</u> <u>みなら特別支援学校松山城北分校</u>									
<u>10</u> 省略									
<u>11</u> 省略									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県教育委員会
教育長 高 岡 哲 也

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第4条 必要な課に_____副主幹、専門幹、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、担当係長、主任及び教育主任を置く。 2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項から第10項まで及び第12項から第14項までに規定する職務に従事する。	(職員) 第4条 必要な課に <u>副参事</u> 、副主幹、専門幹、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、担当係長、主任及び教育主任を置く。 2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項から第11項まで及び第13項から第15項までに規定する職務に従事する。

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第1条 省略 2 省略 3 省略 4 副主幹、専門幹、教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第4項、第5項、第9項及び第10項、第9条第7項並びに第10条第12項から第14項までに規定する職務に従事する。 5 省略 6 省略 7 省略	(職務) 第1条 省略 2 省略 3 <u>副参事は、組織規則第10条第4項に規定する職務に従事する。</u> 4 省略 5 副主幹、専門幹、教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第5項、第6項、第10項及び第11項、第9条第7項並びに第10条第13項から第15項までに規定する職務に従事する。 6 省略 7 省略 8 省略

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) 第2条 省略 2 省略	(職務) 第2条 省略 2 省略

- 3 参事 _____ は、 _____ 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第10条第3項 _____ に規定する職務に従事する。
- 4～6 省略
- 7 専門幹は、組織規則第10条第5項に規定する職務に従事する。
- 8 指導主事は、組織規則第10条第7項に規定する職務に従事する。
- 9 専門員は、組織規則第10条第10項に規定する職務に従事する。
- 10 省略
- 11 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第7項並びに第10条第12項及び第13項に規定する職務に従事する。
- 12・13 省略

- 3 参事及び副参事は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。）第10条第3項及び第4項に規定する職務に従事する。
- 4～6 省略
- 7 専門幹は、組織規則第10条第6項に規定する職務に従事する。
- 8 指導主事は、組織規則第10条第8項に規定する職務に従事する。
- 9 専門員は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。
- 10 省略
- 11 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第7項並びに第10条第13項及び第14項に規定する職務に従事する。
- 12・13 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

県 議 会 訓 令

○愛媛県議会訓令第1号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県議会議長 松 尾 和 久

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>3 次長、参事、課長、室長_____、主幹、副主幹、専門幹、専門員、係長、担当係長、主任、主任主事及び主事は、書記をもつて充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p>	<p>(職)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に、必要に応じ次の職を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>副参事</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>3 次長、参事、課長、室長、<u>副参事</u>、主幹、副主幹、専門幹、専門員、係長、担当係長、主任、主任主事及び主事は、書記をもつて充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 <u>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹_____、課付、副主幹、専門幹、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>(愛媛県発電工水管理事務所等の職員)</p> <p>第13条 愛媛県発電工水管理事務所及び愛媛県工業用水道管理事務所に次の職員を置く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>2 前項の職員のうち、参事_____、課長、副主幹、専門幹、専門員、係長、担当係長、主任及び主事は、業務の状況により置かないことができる。</p> <p>(支所の職員)</p> <p>第14条 支所に次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p>	職	職 務	省略		省略		省略		<p>(職の設置)</p> <p>第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事する。ただし、局付、参事、技幹、<u>副参事</u>、課付、副主幹、専門幹、専門員、担当係長及び主任については、業務の状況により置かないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>副参事</u></td> <td style="text-align: center;"><u>重要な事務を処理する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>(愛媛県発電工水管理事務所等の職員)</p> <p>第13条 愛媛県発電工水管理事務所及び愛媛県工業用水道管理事務所に次の職員を置く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>副参事</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>2 前項の職員のうち、参事、<u>副参事</u>、課長、副主幹、専門幹、専門員、係長、担当係長、主任及び主事は、業務の状況により置かないことができる。</p> <p>(支所の職員)</p> <p>第14条 支所に次の職員を置く。</p> <p>(1) <u>副参事</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p>	職	職 務	省略		<u>副参事</u>	<u>重要な事務を処理する。</u>	省略	
職	職 務																
省略																	
省略																	
省略																	
職	職 務																
省略																	
<u>副参事</u>	<u>重要な事務を処理する。</u>																
省略																	

(7) 省略

(8) 省略

2 前項の職員のうち_____、副主幹、専門幹、担当係長、専門員、主任及び技師は、業務の状況により置かないことができる。
(病院の職員)

第16条 病院に次の職員を置く。

(1)～(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

2 前項の職員のうち、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長_____、事務局次長、主幹、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、副主幹、専門幹、専門員、担当係長、室長、室長補佐、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

別表第1 (第6条関係)

名称	位置	所管業務
愛媛県 松山発 電工水 管理事 務所	松山 市	1 銅山川第一発電所、銅山川第二発電所、銅山川第三発電所、富郷発電所、道前道後第一発電所、道前道後第二発電所、道前道後第三発電所、肱川発電所及び畑寺発電所の管理、 運転、保守及び更新に関すること。 2・3 省略
省略		

(8) 省略

(9) 省略

2 前項の職員のうち、副参事、副主幹、専門幹、担当係長、専門員、主任及び技師は、業務の状況により置かないことができる。
(病院の職員)

第16条 病院に次の職員を置く。

(1)～(9) 省略

(10) 副参事

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

(34) 省略

2 前項の職員のうち、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、主幹、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、副主幹、専門幹、専門員、担当係長、室長、室長補佐、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

別表第1 (第6条関係)

名称	位置	所管業務
愛媛県 松山発 電工水 管理事 務所	松山 市	1 銅山川第一発電所、銅山川第二発電所、銅山川第三発電所、富郷発電所、道前道後第一発電所、道前道後第二発電所、道前道後第三発電所、肱川発電所及び畑寺発電所の管理、 運転及び保守_____に関すること。 2・3 省略
省略		

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 (第5条、第6条の2、第7条、附則第10項関係) 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分		別表第2 (第5条、第6条の2、第7条、附則第10項関係) 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分	
公 職	区分	公 職	区分
省略		省略	
省略	5種	<u>副参事</u>	5種
省略		省略	

第3条 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項6級の欄中「○副参事」を削る。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公 営 企 業 訓 令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公 営 企 業 管 理 局
各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務)		(発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務)	
第7条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務は、次項から第11項までに規定するとおりとする。		第7条 発電工水管理事務所及び工業用水道管理事務所の職員の職務は、次項から第12項までに規定するとおりとする。	
2・3 省略		2・3 省略	
<u>4</u> 省略		<u>4</u> 副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。	
<u>5</u> 省略		<u>5</u> 省略	
<u>6</u> 省略		<u>6</u> 省略	
<u>7</u> 省略		<u>7</u> 省略	
<u>8</u> 省略		<u>8</u> 省略	
<u>9</u> 省略		<u>9</u> 省略	
<u>10</u> 省略		<u>10</u> 省略	
<u>11</u> 省略		<u>11</u> 省略	
(病院の職員の職務)		(病院の職員の職務)	
第9条 病院の職員の職務は、次項から第22項までに規定するとおりとする。		第9条 病院の職員の職務は、次項から第23項までに規定するとおりとする。	
2～9 省略		2～9 省略	
<u>10</u> 省略		<u>10</u> 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。	
		<u>11</u> 省略	

- | | |
|--------------|--------------|
| <u>11</u> 省略 | <u>12</u> 省略 |
| <u>12</u> 省略 | <u>13</u> 省略 |
| <u>13</u> 省略 | <u>14</u> 省略 |
| <u>14</u> 省略 | <u>15</u> 省略 |
| <u>15</u> 省略 | <u>16</u> 省略 |
| <u>16</u> 省略 | <u>17</u> 省略 |
| <u>17</u> 省略 | <u>18</u> 省略 |
| <u>18</u> 省略 | <u>19</u> 省略 |
| <u>19</u> 省略 | <u>20</u> 省略 |
| <u>20</u> 省略 | <u>21</u> 省略 |
| <u>21</u> 省略 | <u>22</u> 省略 |
| <u>22</u> 省略 | <u>23</u> 省略 |

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則（平成9年愛媛県公営企業訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2（第4条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第2（第4条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分	
			所 長	専決者 支所長				所 長	専決者 支所長
銅 山 川 支 所	1 発電 に関する事務	1 銅山川支所に係る発電設備の保守及び更新に関すること。		○	銅 山 川 支 所	1 発電 に関する事務	1 銅山川支所に係る発電設備の保守_____に関すること。		○

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。